

ふるさと納税について

今回は、ふるさと納税についてお話しさせていただきます。

皆様は、ご自分が住んでいる地域に住民税を納めています。

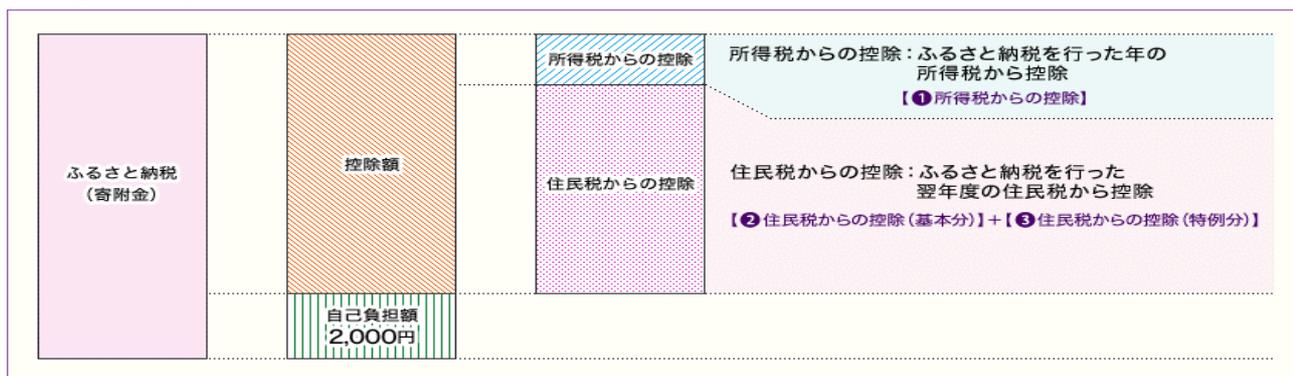
しかし、自分の選んだ自治体に寄附を行い税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みができないか。という考えから「ふるさと納税」は生まれました。

ふるさと納税控除額について

「納税」という言葉がついているふるさと納税ですが、実際には、都道府県、市区町村への「寄附」です。一般的に自治体に寄附をした場合には、確定申告を行うことで、その寄附金額の一部が所得税及び住民税から控除されます。

ふるさと納税では、原則として自己負担額の2,000円を除いた全額が控除の対象となります。

～総務省HPより抜粋～



上記表のとおり、ふるさと納税による税金の控除は確定申告を行った場合

①所得税からの控除、②住民税からの控除(基本分)、③住民税からの控除(特例分)

の順で控除されていきます。

控除額の概算上限額については、

前年の確定申告書(されている方)、前年の源泉徴収票、住民税決定通知書(5月～6月に送付されます)をご用意いただければ計算できます。(正確にはその年の所得で計算されるのであくまで参考となります)

ふるさと納税をすると、寄附をした自治体から特産品等が贈られます。

その特産品等は経済的利益があるものと見なされ、一時所得の対象となります。

1月～12月までに贈られた特産品等の金額が50万円を超える場合は

所得税等がかかる場合があります。目安としては特産品等の返戻率が一般的に3割なので

167万円以上のふるさと納税を行うと一時所得が50万円を超えます。

また、保険の満期又は解約があるなど、他に一時所得がある場合は注意が必要です。

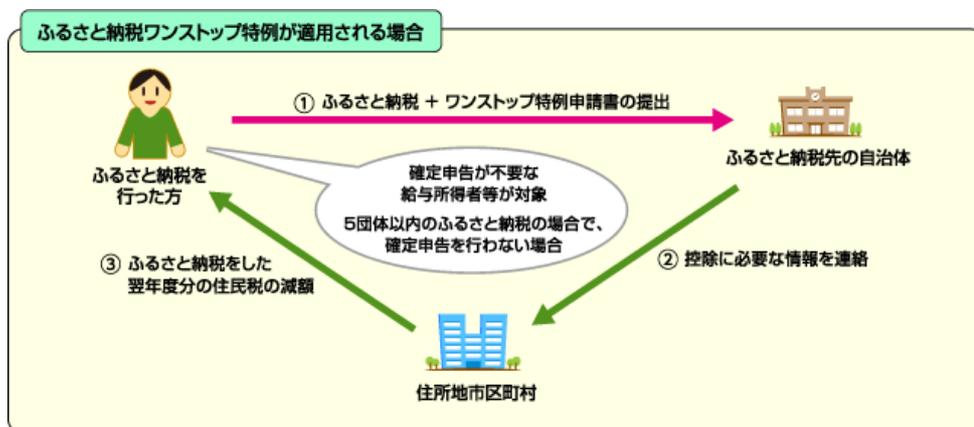


ふるさと納税ワンストップ特例制度

控除を受けるためには、原則として、ふるさと納税を行った翌年に確定申告を行う必要があります。ただし、確定申告の不要な給与所得者等で、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内である場合に限り、ふるさと納税を行った各自治体に申請することで確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が始まりました。これは、平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税から適用されます。

特例の申請にはふるさと納税先の自治体数が5団体以内で、ふるさと納税を行う際に納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出する必要があります。

～総務省HPより抜粋～



なお、5自治体を超える自治体にふるさと納税を行った方や、ふるさと納税の有無にかかわらず確定申告を行う必要のある方が、ふるさと納税の控除を受けるためにはこれまでと同様に確定申告を行う必要があります。

また、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う住民税から控除が行われます。

ふるさと納税の申し込み

ふるさと納税の申し込みは各自治体のホームページやふるさと納税専門サイト、カタログ申し込みなど様々な方法で申し込むことができます。

寄附の申込方法については、各地自治体ごとに異なりますので、詳細は寄附をしたい地方団体のホームページをご参照いただくか、直接その自治体にお尋ね下さい。

申し込みを行い、寄附が完了しますと、寄附をした自治体から寄附金額と受領日が記載された寄附金受領証明書が送られてきます。

受領証明書は、控除を受ける為に必要となりますので、確定申告時まで大切に保管くださいますようお願いいたします。

2021年の変更点

寄附金控除の適用を受けるためには、確定申告書に特定寄附金の受領者が発行する寄附ごとの「寄附金受領証明書」の添付が必要とされていますが、令和2年の税制改正により、令和3年の確定申告から、ふるさと納税の場合、寄附ごとの「寄附金受領証明書」に代えて、特定事業者が発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」を添付することができるようになりました。

詳細等は、お気軽に担当者までお問い合わせください。